

## 廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策

諸, 洪一

<https://doi.org/10.15017/1904662>

---

出版情報 : 史淵. 133, pp.83-104, 1996-02-29. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策

諸 洪 一

はじめに

近世以来、対馬を介して行われていた日朝交渉は、廃藩置県によつて維新政府が直接管掌することとなつた。当時の情勢は、ほぼ同時期にまがりなりにも万国公法に基づいた日清修好条規（以下、日清条約と略す）を締結し、条約改正準備と聘問の礼を修めるための岩倉使節団の欧米派遣計画がすでに日程に上がつていた。国内的には廃藩置県、国際的には日清条約と岩倉使節団の派遣計画など、内外の情勢の変化は維新後から廃藩置県までの日朝交渉をめぐる状況とは一線を画するようなものであつた。このような内外の情勢変動の中で、廃藩置県後の日朝交渉はどのように展開されたのであろうか。

幕末以来の日朝関係に関する研究は対島藩を中心として行われている。その結果、廃藩置県から江華島事件に至るまでの研究は田保橋潔『近代日鮮関係の研究』以来きわめて少ないと言わざるを得ない。その中で、高橋秀直氏は明

治六年政変の研究の一環として維新後の朝鮮政策を通時的に研究されており、「廢藩置県後の朝鮮政策」では、「岩倉使節団出発前後における政府の政策の変化の意味」を詳細に分析している。この論文では「皇」「勅」の文言を含ませた書契の決定などを論拠として、留守政府は対外強硬路線に傾いていたとし、「明治六年の征韓論政変における朝鮮政策の対立はすでにこの時存在していた」ことを指摘されている。<sup>6)</sup>しかし、高橋氏は維新政府の対外（とりわけ対アジア）政策の意味を分析しながらも、朝鮮政策の変化の重要な要因であったと思われる日清条約の意味が分析視覚から欠けており、従って政策変化の国内的過程の分析も必ずしも充分とは言えない。

そこで本稿では、廢藩置県後の日朝交渉のプロセスを、日清条約、岩倉使節団の洋行構想など国際的契機との関連を重視して検討する。日朝交渉は両国関係だけでなく内外の情勢の変化、特に日清関係と緊密に連動しながら展開されたのであり、その面で日本の対外政策を日朝交渉の展開から逆照射することも可能であろう。国内的過程においては、維新以来日朝交渉打開の重要な選択肢でありつづけた宗氏派遣論をめぐる様々な議論と発言者の政治的立場を分析対象とし、宗氏派遣論がどのように展開され、それが中止されたとき朝鮮政策の次なるステップは何であったかを明らかにしたい。

### 一、廢藩置県後の宗氏派遣論

日朝交渉の大きな争点をクリアすることが期待されていた宗氏派遣論<sup>7)</sup>は維新以来の対朝鮮政策において常に重要な選択肢としてありつづけた。そして、朝米戦争<sup>8)</sup>をきっかけにようやく実行の運びとなったが、廢藩置県の大変革に遭遇して暗礁に乗り上げていたのである。廢藩置県の結果、近世以来朝鮮との交渉を担当してきた対馬藩はなくなり、当然ながら対馬の対朝鮮交渉権は維新政府に帰属するようになった。しかし、これは国内における中央集権的改革の結果であり、朝鮮との交渉の結果ではなかった。従って、維新政府が国交断絶や交渉放棄を決めない限り、従来の国

交国朝鮮に対する交渉権を主張するためにはいくつかの手続きが必要であった。明治元年に維新変革を知らせるために使節団を派遣したように、廃藩置県の変革（その結果としての対馬藩の廃止と交渉権の外務省への移管）を朝鮮に知らせる必要があったのである。

廃藩置県の後始末や太政官三院制改革などで忙殺されていた維新政府の中で、日朝交渉の継続を政府に働きかけたのは広津弘信（外務権少録）であった。<sup>9</sup> 廃藩置県以前より釜山における朝鮮交渉と宗氏派遣に尽力していた広津は、廃藩置県のため挫折していた宗氏派遣論を再び実現するため、種々画策した。大島友之允と会見した広津は「従四位殿当の処外務大丞に被任候姿を以て先問使を差立其機に乗じて渡韓」とあるように、宗氏派遣論の継続を建言した。そして朝鮮に対しては「彼礼曹参議に会議を告げ公然百度維新万機親裁藩を廃し県と為られ外国交際総て外務省の管轄する所本省をもって旧交隣誼尋かさる可からさるの理」をもって説得し、廃藩置県の変革と外務省による外交一元化の結果を朝鮮に通告すると共に、宗氏の派遣による円満な日朝新関係の樹立を目指したのである。<sup>10</sup> これに対して、外務大輔寺島宗則（留任）と外務卿に就任したばかりの岩倉具視は「重正儀外務官員に被命渡韓」することを正院に建議し、七月二十九日、宗氏は外務大丞に任命され、八月四日、朝鮮国派遣を命じられた。<sup>11</sup> 韓事務掛より朝鮮滞在の吉岡弘毅（外務少丞）・森山茂（外務権大録）宛の書簡には「韓事も追々御評決に相成宗大丞渡韓被仰付大島友之允は本省奏任出仕の上其他広津等も一同渡韓拜命に相成候此度は結局の御廟算相伺愈成功の目的を期す当月下旬までに夫々落著出帆の都合に相成候」とあるように、八月下旬までには宗氏をはじめ大島、広津一同の渡韓が予定され、「愈成功の目的を期す」る宗氏派遣論は実行される段取りとなった。<sup>12</sup> また書契案においても「政府等対」の論（以下、「等対論」と略す）に基づいた内容となっており、宗氏派遣に先立って東萊・釜山に伝えられた。<sup>13</sup> これに対する東萊府使鄭顕徳の返書には「貴邦庶務維新更設外務省掌交隣之事」をひとまず承知したうえ、「而至於該省使員之因此來館實は無前之事況有面接之理乎」と前例のない外務省官員派遣の弊を指摘し、「隣好愈往愈篤」らんことは「旧規」の遵守にあるこ

とを力説している。<sup>16</sup> この東萊府使の返書は宗氏派遣延期決定以降日本に伝えられたと思われるが、いずれにせよ、朝鮮側の交渉拒絶の理由は対馬藩士でない外務省官員（吉岡使節団一行）の「来館」であることが分かる。逆にいえば、宗氏派遣論と「等対論」による交渉妥結の可能性がかなり高まっていた状況であったといえよう。

要するに、廃藩置県以前に予定されていた宗氏派遣論と「等対論」は、廃藩置県以降にも益々交渉妥結の切札として認識され、その実行は大政官政府（本稿では大政官三院制改革前後の政府を各々維新政府、大政官政府と呼ぶことにする）によって再確認されたのである。

そして宗氏派遣論を既定事実としたうえで、宗氏派遣に伴う具体的な手続きに関する議論が行われた。宗氏派遣に際して外務省は正院宛に「今度宗外務大丞御用有之朝鮮出張被仰付候に付ては大丞相当の旅費下賜候外朝鮮と宗氏交際の儀は奕世親和の内別に格式を論し互に鄭重の儀装を競候仕来」のあること、「彼地へ親臨の間は函簿其他の儀装少々旧慣に依り候はては不都合の情実少なからぬことを認め、「貿易の儀に付右利潤は聊ながら右渡韓御用到底相濟候迄宗氏へ御任被下多少とも右御用に遣払候様為仕度」と上申した。<sup>17</sup> 外務省は日朝交渉上の重要な争点であった交渉の主体と方法の問題をクリアしたうえ、具体的な個別事項についても「旧装」と「旧慣」を認め、旧来の日朝貿易の利益を宗氏派遣の経費に充てようとしたのである。「旧装」「旧慣」のうえ貿易の利をも宗氏に還元するような議論は、廃藩置県以前の宗氏派遣論には見られなかったことであり、宗氏派遣（＝「謬礼」）を阻止しようとした柳原前光ら強硬論者の大いに反対するところであった。<sup>18</sup> 廃藩置県以前の宗氏派遣論をめぐることは、強硬論と穏健論の激しい議論が交わされたうえ、朝米戦争という緊迫した国際情勢があった。しかし、廃藩置県後の宗氏派遣論の決定においてはそのような対立の痕跡は見られない。<sup>19</sup> 反対意見は、主として対欧州外交に専念していた外務大輔寺島が貿易の利の宗氏への還元を「欄外注記朱書」に「下賜はるに非ず」と拒否しようだが、これとて宗氏派遣論そのものを反対したわけではなかった。このように、八月中旬頃の段階の宗氏派遣論は維新政府の確固たる朝鮮政策として確認されており、

「愈成功の目的を期す」といったような穩健論が支配していたことがわかる。

ところが、実行寸前にあつた宗氏派遣は八月下旬「宣旨並に省命宗大丞以下渡韓の節持越の積に候」と突然延期され、一〇月三日（もしくは四日）に「今朝花房大記殿より（中略）使節のみ弘信一同差渡し可然との御内決の趣御内意有之」と、家臣派遣論に切り替わつた。<sup>21</sup>これに対して宗氏派遣計画を進めてきた広津、大島および宮本小一ら外務省の穩健論者は、宗氏派遣論の継続とその次善策を模索していた。まず、外務省からは「朝鮮国へ改制報知手順書取并書契案を以去月中相伺候儀今に何等の御沙汰無之（中略）内国御改制向既に彼国へ伝播いたし候趣にも相聞へ此上曖昧遷延いたし万一彼より相挫り候に至りては愈以御威信難立旁一日も猶予の場合に無之」と、正院に朝鮮政策の早急な対策を求めた。<sup>22</sup>そして宗氏派遣論の立役者であつた広津も「藩県御改制宗氏知事職被免候儀自然相洩れ万一彼より御改制の次第を問ひ或は歳遣船名実齟齬の儀」など、「我より曖昧糊塗の応酬に及」んだ際の不都合を指摘して改制報知の緊急性を説いた。<sup>23</sup>宗氏とは緊密な關係を保ちながら宗氏派遣論と日朝交渉の打開のため尽力していた広津は「一般の藩知事は免せられ候へとも對馬州太守は当分の処未だ免せられざる姿」とまで上申する有様であつた。<sup>24</sup>また当事者の宗氏においても、廢藩置県と宗氏家役罷免のことを「其顛末拙家より朝鮮国への報知不仕候て難協御座候」と、朝鮮政策の早急な対策を求め、「大島正朝儀本省出仕にて既に渡韓の命を拝し罷在候に付御差支無之候は、同人儀拙家使節の振合にて差渡し吉岡森山広津共協議件々報知いたし且つ重正渡韓の地を成熟為致度候事」と進言したのである。<sup>25</sup>つまり、宗氏は自らの派遣がたとえ「来春」になるとしても、これを既定の事実として確認しておくために、まずは「拙家使節」の大島を先問使として派遣することを急いだのである。その他にも宗氏は、歳遣船の派出と貿易、明治元年以来釜山に滞在している樋口大修大差使の問題、図書（印鑑）の問題など、廢藩置県の結果として現れる日朝關係の新しい具体的な問題点を指摘し、自らの派遣の必要性を力説しながら交渉打開に強い意欲を見せたのである。<sup>26</sup>

しかし、このような対馬側の主張とは裏腹に、日清条約を締結して帰国（九月一九日）していた柳原の外務省復帰を境にして状況は一変した。宗氏をはじめ宗氏派遣論を支持するグループの朝鮮政策の段取りは「五月以来弘信建議仕候目的は宗氏自ら渡韓有之外務省管する処の交際承諾為致候談判中追々其謬例を示諭し始めて両国勘合印より歳遣船貿易等の条約講明納得可為致手順」という広津の考えによく表れている。<sup>29</sup>しかし、これらの「手順」と先問使派遣の次善策も受け入れられず、「使節のみ」派遣の「御内決」だけが出されたのである。広津はこの「内決」を「逆曖昧の報知にては後來御威信にも関係いたし候」と外務省筋に訴えたが、<sup>30</sup>柳原ら外務省強硬派はこの内決を受けて、さらに交渉断絶論とその手順としてのさしあたりの使節派遣を「旧家臣」（＝公）ではない「家令」（＝私）を派遣することを主張するようになった。<sup>31</sup>廢藩置県後の宗氏派遣論は益々格下げされるばかりでなく、「家令」派遣案に至ってはすでに宗氏派遣のための先問使としてでもなかった。したがって、「来春宗氏渡韓」の可能性も殆ど遠ざかっていたといえよう。これに対して宗氏は、「改政（廢藩置県及び宗氏家役罷免）の大略何となく既に同国へ伝播いたし候様相聞得候趣に付ては尚更一日も報知猶予難仕」と建言し、<sup>32</sup>広津も「此上曖昧遷延候ては愈以御威信も難立彼国輕蔑の状を重ね候のみならず尋交の機会都て失却可仕如何にも不堪痛慨の至候」と建言したが、<sup>33</sup>受け入れられることはなかった。その後も宗氏と広津など対馬側の執拗な建言は続いたが、井上の大蔵省問題や大久保の洋行参加問題をめぐる岩倉使節団成立過程の紆余曲折と使節団の事務の多忙さなどで、対馬側の建言が顧みられることはなかった。ここで、宗氏派遣論とその次善策により日朝交渉を打開しようとする試みは、失敗に終わったのである。

しかも、岩倉使節団出発後の十一月二七日、正院は外務卿に就任したばかりの副島種臣と外務大輔寺島に「朝鮮国へ改制報知の書契に断然官銜を更め印章を易へ候儀」と「天子親政」云々の文言からなる書契案である。<sup>34</sup>広津・森山は、「改制報知の書契に断然官銜を更め印章を易へ候儀」と「天子親政」云々の文言からなる書契案である。<sup>35</sup>広津・森山は、「後凶穰と差支可申」書契案は「到底の応接御確定の上ならては相用ひかたく」と上申ししたが、この案が覆されること

はなかつた。<sup>36</sup> 宗氏派遣論と共に日朝交渉打開の切札として対馬側から出された「等対論」も、ここで完全に否定されるようになった。

結局、一月二八日「朝鮮国へ被差遣候旨被仰置候処被免候事」と、宗氏派遣論は最終的に否定された。<sup>37</sup> 対馬側や広津、外務省の官本らの穩健派は、行き詰まった日朝交渉を打開するための切札であった宗氏派遣論と「等対論」をもって種々画策したものの実施されることなくいずれも葬り去られてしまったのである。

## 二、廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策

廃藩置県によって流産した宗氏派遣論は、廃藩置県後の宗氏派遣論の決定によって再び日朝交渉打開の切札として登場し、交渉成功は樂觀視されていた。しかし、八月の宗氏派遣延期決定、一〇月の「使節のみ」の派遣内定、一月の書契案の「刪正」を経て一月の宗氏派遣中止決定に至り、宗氏の直接派遣による日朝交渉は行われることはなかった。その理由はどこにあったのであろうか。田保橋は、宗氏側の「熱烈な要請」と「支持を以てしても外務省の根本方針が決定しなかつた」理由として、「外務省は寺島大輔を中心として、大使関係(岩倉使節団)事務に忙殺せられ、比較的不急と信ぜられた朝鮮問題を顧みる暇がなかつた」ことと、「外務省首脳の頻繁な更迭」を挙げているが、<sup>38</sup> 現在の史料状況から宗氏派遣の突然の延期や派遣中止の具体的理由を探ることは困難である。また高橋氏は、岩倉使節団の事務と広津の「宗氏渡韓建議原由略」のいう「藩計の負債莫大の事故」を挙げて、「宗氏渡韓は財政的に負担の大きい方策」であり、「出費の多い政府にとりこれは望ましいものではなかつた」と推測されている。<sup>39</sup> しかし、幕末以来の対馬の負債は廃藩置県以降維新政府が肩代りしており、朝鮮に対する負債も翌年の花房使節団によって償還されたことなど、「出費」の問題が宗氏派遣中止の重要な理由だったとは思われない。<sup>40</sup>

国内的には、廃藩置県と太政官三院制の機構人事改革、参議省卿の分離問題、民蔵合省による大大蔵省の誕生など

の矛盾をはらんでいながらも、外務省の卿・大輔に就任した岩倉・寺島の宗氏派遣建議によつて、朝鮮政策は廃藩置県以前となんら変わりなく連続性を保っていた。しかも「旧装」「旧慣」をも公然と議論されるなど、廃藩置県以前の宗氏派遣論よりはるかに穩健策に傾いた議論が行われていた。ところが、国際関係においては明治初期における日本外交の顕著な変化を示す二つの外交関係が動き出していった。七月二十九日天津で行われた日清条約と条約改正期限（明治五年五月）を控えて行われた岩倉使節団の洋行問題である。以下、廃藩置県後の朝鮮政策と二つの国際関係——主として日清条約との関連——について見てみたい。

柳原の交渉に端を発した日清条約の締結は、周到な事前の計画によるものではなく、會国藩・李鴻章ら中国洋務派の政略に合致するところが大きかったことは、すでに先行研究が明らかにしている。<sup>12</sup>しかしそれにも関わらず、この条約は日本が締結した初めての（列強の仲裁なき）自主的（「不平等」に基づいた）平等条約であった。明治三年の柳原の予備交渉は、自らもそして維新政府においても大きく評価され、<sup>13</sup>明治四年五月の特命全權大使の伊達使節は関税自主権、最恵国条項、領事裁判権など列強なみの要求を清国に突きつけるようになった。この片務的条項はことごとく断られ、左院を中心とする条約締結反対派の抵抗もあったが、敢えて条約締結にこぎ着けたのは、決して日本側に不利な条約ではないという判断があったからであろう。とにかく、この条約は華夷秩序による伝統的外交関係や手続きではなく、万国公法にのっとった日清両国の対等な条約であった。そして、協定関税率の適用、最恵国条款の削除、領事裁判権行使の相互平等などを定めた条約は、「大清国皇帝陛下」と「大日本国天皇陛下」の名で締結されたのである。このように廃藩置県直後の太政官政府が、中国において列強を仲裁せずに、万国公法に基づいた外交関係の樹立を主張してまがりなりにも条約締結にこぎ着けたことは、後の朝鮮政策にも少くない波紋を投げかけることとなるのである。もちろん日清条約の締結が、明治三年四月の「対朝鮮政策三箇条伺の件」で出された日朝交渉の打開方針にストレートにつながったわけではなかったが、日・朝・清三国関係を日本側の立場から有機的・図式的に考えるなら

ば、名分論上では朝鮮国王は日本天皇の一段下におかれる結果となつた。したがって、朝鮮に対する日本外交が華夷秩序的外交原理を用いた場合にも、伝統的な隣關係でなければならぬ必然性はなくなつていた。朝鮮側の交渉拒絶の論理をクリアするために対馬から出されてきた宗氏派遣論・「等対論」の立脚点や根拠は弱体化せざるを得なかつたのであろう。朝鮮の事大國たる清國と対等な關係にたつていた日本の外交的成果を朝鮮にアピールすることは（もちろんこの場合は、維新以来の交渉経過からも朝鮮の交渉拒絶が予想されたが）、むしろ自然な運びだったのでなからうか。いずれにせよ、平等・不平等の差こそあれ、日本と諸外國との条約は万国公法にのつとつており、華夷秩序的外交原理による伝統的交渉手続きは確実に捨象されつつあつたのである。

では、ここで廃藩置県までの外務省の対朝鮮政策に深く関与し、日清条約締結の立役者として活躍して帰国してゐた（九月一九日）柳原の朝鮮政策を見てみよう。公家出身の柳原は三条・岩倉とも緊密な關係を保つており、自ら手掛けた日清条約の締結を成功と評価し、帰國後外務省の対朝鮮強硬策を代表して正院に働きかけていた。柳原は「使節のみ」の派遣の決定を受け、外務省の朝鮮關係官員と連名で次のように朝鮮政策を上申した。<sup>65</sup>

広津弘信より別紙伺出候に付篤と評論仕候処元來皇韓交際近時の模様致簡疑訝を重ね加ふるに侮慢の状になり来候故此上断然改制報知の段におよひ候は、尚一層の疑訝を増し例の撤饗撤市の事におよひ候半も難計然る時は先前の如く姑息の処分に過ぎ候ては却て侮慢を招き申へく去迎又俄に兵を以て其無礼を詰ると申にもいたるましく事若是にいたり候は、先兩國の交際は暫く断絶するものとして在韓の士商一先引揚歸朝仕らすては不相成様の運ひにもいたるへくと存候付取扱振り順序左の通為心得可然と奉存候

一、宗氏より廃藩立県の事を報知し其交りを私する能ざるを示し兼て自分外務の官員に列したる旨と其趣意とを告るの書を齎しその旧家臣彼に任せず家令をして渡韓せしむへし広津は此使と、もに渡るへし（中略）

一、右下手の上彼果して疑訝を増し万一例の撤饗撤市におよふ事あらは在韓の士商すへて引払歸朝いたすへき事

一、既に引払帰朝に至り候上は皇韓の交際是に於て断絶致すべく其期に於て御動揺無之廟謨確然として不被為動様有之度事然るに彼内情を察するに親昵するには疑あり之を断るに恐れあるが如し故に是の如くせは恐くは彼より和を開くの道あらん然れとも急には成らざるも循々全く断ゆるなきは必然なり然る上は時を待て交を尋その端となるものにして商民雇徒の入来るを許し且米薪菜醬等も買得る位には至るべし

尚前書の次第広津弘信にも申談し異議無之候事

柳原は使節派遣においても家臣ではなく私的な家令としての派遣を主張し、それによる朝鮮側の拒絶と交渉失敗、朝鮮側の「侮慢」の働きを予測し、いち早く交渉断絶と引き揚げの手順を説いている。要するに、交渉打開の見込みを完全に否定した上で、使節（家令）派遣→交渉失敗と引き揚げ→交渉断絶を主張し、それによって予想される朝鮮側の対応に対して、朝廷の確固不動の対策を求めたのである。明治三年五月（予備交渉のための清国派遣）においての皇使派遣論と戦争をも辞さない強硬論からは一歩後退していたが、交渉断絶論への確信と対朝鮮強硬論は一貫していた。<sup>96</sup>

柳原は日清条約の一部始終に関与した条約締結の最大の立役者だった。このような立場からすれば、対馬側の主張する宗氏派遣論や先問使としての宗家家臣の派遣など、交隣関係を想定した伝統的な交渉手続きによる外交手段が容認される余地はなかったのであり、切り捨てなければならなかったのであろう。宗氏派遣論によって仮に日朝交渉が成功して交隣（対等）関係になると、（華夷秩序による朝清関係を断ち切らない限り）日清条約の成果は半減され柳原の労も台無しになるはずであった。また朝清関係を無視した日朝交渉の進展は日・朝・清三国関係の捻れ、即ち朝鮮をめぐる日清間の対立（これは明治九年の日朝修好条規の締結によって現実として現れるが）という現実的な難問題が生じかねないことでもあった。日清条約の締結によって、すでに日朝関係は両国関係だけでは済まないこととなっていたのである。特に、条約締結の主役であった柳原において、日朝交渉の成否と清国との関係という国際関係を考

慮しない朝鮮政策は考えられなかったのであろう。敢えていうならば、柳原にとつて日朝交渉の妥結はむしろ好ましいことではなかつたのではなからうか。対朝鮮強硬論者柳原においては、交渉断絶論の他に選択肢はなくなつていたのである。なお、上記の書簡に名を連ねているのは楠本（正隆）少丞・田辺（太一）少丞・花房（義質）大記・渡辺（洪基）少記など朝鮮政策に関わつていた外務省官員であつたが、宗氏派遣による交渉打開のため尽力していた外務省内の穩健論者宮本小一は名を連ねていないのは注目し得る。また広津がこの意見に「意義無之」と書かれているのは、その後の広津の主張とは矛盾しているもの、日朝交渉において広津の役割が如何に重要だつたかを窺わせる。日清条約の締結と柳原の帰国と共に、朝鮮政策は七月（宗氏派遣決定）と八月（派遣準備）の状況とは打つて変わった方向に進んだのである。

日清条約と共に日本の対朝鮮政策における変化の重要な要因を提供したのが岩倉使節団の問題である。いうまでもなく岩倉使節団の洋行先は欧米各国であり、その主な任務は聘問の礼及び条約改正準備に充てられており、その方法は当然ながら万国公法秩序に基づいていた。

このように、欧米に対する条約改正の願望と日清条約の成果を考え合わせる限り、朝鮮交渉における「旧装」「旧慣」などの旧例を認めるような交渉方法は当然見直されるべき対象であつたと考えられる。日清条約と岩倉使節団の洋行構想がただちに日本の対朝鮮外交の転換を意味するものではなかつたとしても、「旧装」「旧慣」にのつとつた宗氏派遣論をそのまま実施させるわけには行かなかつたのである。

かくして宗氏派遣の見込みが殆ど否定されたうえ、前述の通り使節団出発直後「天子」の文言などを挿入した書契案の「刪正」が行われ、「等対論」も否定された。ところで、高橋氏はこの書契案の「刪正」問題が岩倉使節団の出發後に行われたことをもつて、留守政府が岩倉邸での朝鮮問題の棚上げの決定を無視して「皇」「勅」の「書契」案を起草したとし、留守政府の朝鮮政策を「皇・勅問題の原則的対決を復活させる強硬路線」として位置づけている。<sup>17</sup>一一

月九日の岩倉邸での会合の参加者は、岩倉・木戸の外「条公西郷大隈板垣等」最高意思決定機関の正院を構成する大臣参議の全員であり、「朝鮮へ着手の順序」はここであらかた合意されたことと思われる。<sup>48</sup>この合意事項が、岩倉使節団と留守政府の間で合意された「約定書」<sup>49</sup>と共に留守政府の対外政策を規定していたことは推測に難くない。具体的な合意事項は窺い知れないが、この日の合意事項が留守政府の日朝交渉にどのように受け継がれ、どのように現れているのかは、留守期の政治過程を理解するうえで重要な手がかりになると思われる。以下、書契案の問題を若干検討してみたい。

まず、「天子」云々の書契案の議論は明治元年以来の「皇」「勅」云々の議論とは性格を異にする。日清条約は清国皇帝と日本国天皇の名で調印されており、皇帝と天皇は同列に立っていた。「天子」の文言の挿入は、中国の皇帝と同列に並んで名分論上で朝鮮の上位に立っているとの日本側の間接的なデモンストレーションであり、万国公法によって締結された東アジアにおいての新しい国際関係を誇示するための字句だったと解すべきであろう。<sup>50</sup>相良（正樹）使節団派遣（明治五年正月）に際しての「応接向心得方大意」は、「支那交際成熟の事漸々説示すへき事」や「国号に大を用ひ尊称に天皇と号する事は清国はしめ各国に至る迄異論なき我國有の称号たる事」を露骨にいつて、日清条約を誇示しているのである。<sup>51</sup>また、改革したばかりの太政官の有力な大臣参議各省卿・大輔などの留守中で、なおかつ「約定書」によって内政改革さえ俟ならぬ状況下で、留守政府が岩倉邸での合意を覆して征韓論のような強硬論に転換したことはわかかに信じ難いものがある。西郷隆盛の皇使派遣論による征韓論議が登場するまで、留守期の間に政府内で征韓を企てた痕跡は見あたらない。

では岩倉邸での合意事項と洋行後の留守政府の朝鮮政策とはどのような関係にあつたのであろうか。日清条約と岩倉使節団の対欧米外交そして柳原の外務省復帰後の対朝鮮政策の見直しについては前述した通りである。すでに宗氏派遣論は取り下げられ、「使節のみ」の派遣・家令派遣案などによって交渉打開の見込みなしとの判断があつた以上、

岩倉邸での朝鮮問題棚上げの意味は交渉放棄論であつたと解すべきであらう。こと細かい交渉放棄論ではない以上、その限りで日朝交渉に関しては留守政府に相当のフリーハンドが与えられていたように思える。「天子」の文言挿入の書契案はかような交渉放棄論の範囲内で行われた「刪正」であり、必ずしも岩倉邸での合意に相反するものではなかつたのである。このような書契案の確定と交渉放棄論の背景には、現地派遣の森山・広津・吉岡のような外務省中堅級官僚による維新以来の日朝交渉の実態把握の蓄積が挙げられる。彼らは現地の釜山で長く滞在しながら朝鮮側の対応をつぶさに見極めていたのである。例えば「今宗氏が奏する所を以て之を見れば彼れの真情我を疑懼するの念に出て我を拒絶するの意あるに非る事必せり」<sup>(54)</sup>「然るに彼か内情を察するに親昵せんとすれば疑あり断絶せんとするにも懼あり（中略）循々として全く断る事なきは必然なり」<sup>(55)</sup>（森山・広津意見書）「彼内情を察するに親昵するには疑あり之を断るに恐れあるが如し」<sup>(56)</sup>（柳原・楠本・田辺・花房・渡辺）などの判断は、強硬・穩健の別なく朝鮮政策関係者の共通認識となつていた。日本側のいかなる挑発にも殆ど無策に等しい朝鮮側の対応ぶりは、現地派遣の官員によつて逐一報告されていたのである。実際、「旧例」に背く書契と前例のない外務省官員の渡韓など、一見挑発とも見られる日本側の出方に対し、朝鮮朝廷はただその「違格例」を非難し、釜山の倭館に対する制裁措置をとるに止まつていた。朝鮮の国際情勢に対する認識には、日本は洋夷の手先に過ぎないという過小評価があり、その内政は内乱を免れない状況にあるとの判断があつた。<sup>(57)</sup>しかし、維新政府は「使節のみ」の派遣決定、「天子」の文言を敢えて盛り込んだ書契、相良使節団の火輪船での渡航（明治五年八月の花房使節団渡航に至つては軍艦）など、交渉成功はおろか朝鮮側を挑発するような行動に打つて出た。この背景には、日清条約や岩倉使節団の欧米外交の他に、明治元年以来の日本使節団に対する朝鮮側の殆ど無策に等しい生温い対応と、これを見極めていた太政官政府の判断があつたのである。

この段階で、日朝交渉における交渉打開の切札とされている宗氏派遣論と「等対論」の否定は最終的に確認された。

宗氏派遣の代案として相良使節団の派遣が決まったが、「彼れ其書契を不受は必然」との判断と交渉破綻による朝鮮側の対応も充分予想されていた。<sup>58</sup>したがって、交渉に当たる現地派遣使節には、予想される朝鮮側の軽蔑や撤饗撤市などの対応に対する心得として太政官の「到底の応接御確定」だけが求められていた。相良使節団の「火輪船」での釜山入港に対しては「釜山近村は聊驚愕いたし候（中略）韓人一人も不入来」と、予想された状況が展開されたのである。<sup>59</sup>

そしてこのような状況に対する太政官の「到底の応接御確定」は、一月一四日広津の渡航時に「御内諭」の形で預けられ、吉岡は「御内諭の次第逐一敬承誠に確乎不拔御英断の程深奉感佩候」と外務省に回答している。<sup>60</sup>その骨子は「我に於ては尋交の意を以て尽すへきの道を尽し及懇説候共万一彼交際条理を不諭一概相拒候は、屹度萊金両使に其旨趣を致推詰然上在館の士民引纏引揚ることであつた。<sup>61</sup>そして倭館の館守や滞在士民に対しては、「在館士民彼国人民に對し不都合の振舞無之様戒示之義今朝及御達」<sup>62</sup>び、「当館滞在の士民朝鮮人に對し親愛懇篤の情を以て相交可申は勿論候処今般益隣誼友情を敦く被遊度思召に付一同御趣意を奉体認聊粗暴の振舞等致間敷」ことを注意した。<sup>63</sup>このように「御内諭」の趣旨は最終的な引き揚げ論を確定していたことと、その間は倭館において「粗暴の振舞等」を禁ずることであつた。

この「御内諭」の趣旨こそが、朝鮮側の対応ぶりを見極めていた留守政府の交渉放棄論の具体的な手順だったといえよう。交渉放棄論は前もつてこと細かく決められていた訳ではなく、国際関係（特に、日清条約締結後の日朝交渉の成否と日清関係の釣合）や相手国である朝鮮の対応を見極めながらフレキシブルに対処していたのである。交渉放棄論によつて、使節派遣遅延が日本の「威信」に関わるとの懸念は「然れば条理に遵ひ隣誼を敦くせんとするは我にあり条理に違ひ隣誼を破るは彼にあ」というふうにならざるに逆転された。即ち、「彼曲我直豪も御国威の相汚候理は無之」朝鮮政策として位置づけられるようになったのである。<sup>64</sup>

また、外務省強硬論者の朝鮮政策に執拗に反対論を唱えてきた宗氏も、太政官の「確乎不拔御英断」に対応して自ら「天子」の文言挿入の書契案を出していた。<sup>65</sup>その他宗氏派遺論に尽力していた広津・森山も朝鮮滞在の吉岡と共に交渉放棄論による交渉に尽力すべく朝鮮に赴くことになった。ここで、維新以来の日朝交渉においての対馬の役割は名実共に終わりを告げたのである。

#### おわりに

廃藩置県後の朝鮮政策は、国内問題で忙しかった維新政府に先んじて、対馬側から出された。それは廃藩置県以前にすでに予定されていた宗氏派遺論と「等対論」であった。廃藩置県後の宗氏派遺論はさしたる反対もなく決定されたうえ、「旧装」「旧慣」を認めるような議論さえ行われた。ところが、宗氏派遺論が予定されていた八月末になって宗氏の派遣は突然延期された。当然ながら宗氏派遺論を進めてきた対馬サイドの反発が相次いだが、一〇月の「使節のみ」の派遣内定や外務省強硬論者の家令派遣案などが宗氏派遺論を圧倒し、ひいては「天子」云々の書契案の「刪正」にまで及んだ。ここで、維新以来行き詰まっていた日朝交渉打開の切札であった宗氏派遺論や「等対論」は葬りさられ、予め交渉破綻が予期された相良使節団の派遣に至ったのである。

廃藩置県前における外務省強硬論者の宗氏派遺論反対の主たる理由は、宗氏派遺論＝「謬例」といった認識に基づいていた。しかし、これとて宗氏派遺論による交渉打開の可能性をも否定していたわけではなかった。むしろ、宗氏派遺論（＝「謬礼」）による交渉妥結に強い危機感を抱いていたと考えるのが妥当であろう。本稿では、このような宗氏派遺論が、廃藩置県後なぜ否定されねばならなかったのかを、主に日清条約という外的要因から考えてみた。日清条約はまがりなりにも万国公法秩序ののっとった条約であり、伝統的な華夷秩序が盛り込まれる余地はなかった。日清条約締結の結果、日本側からみた図式的な名分論上では朝鮮は日本の一等下に置かれるようになった。<sup>66</sup>条約締結に

対する批判を勘案するにしても、少なくとも朝鮮に対してはその成果を誇示—交隣関係に即した旧例を否定—する必要があったのであろう。「天子」の文言の挿入は、日本の天皇と清国の皇帝が同等に結んだ条約締結の成果の端的な現れであり、岩倉使節団の欧米外交と共に東アジアにおける新しい国際関係のデモンストレーションに他ならなかった。日本外交が、諸外国と万国公法にのっとった条約関係を想定し、日朝交渉に日清条約の成果を取り入れる限り、交渉妥結の展望は持ち得なかつた。また、日清条約の締結によって、日朝交渉の成否が日清間の対立の種にもなりかねなかつた。この点で日清条約の成果は、交渉打開の切札であつた宗氏派遣論と「等対論」を用いることを困難にさせた一つの要因であつたともいえよう。

このような日清条約の一部始終に関与し条約締結の立役者であつた柳原は、帰国後早速宗氏派遣の阻止のため働きかけた。宗氏派遣論の代わりに柳原の強硬論が太政官政府の有力な朝鮮政策として据えられつつあつたとき、すでに日朝交渉妥結の見込みはなくなつていた。洋行出発直前岩倉邸では朝鮮政策の棚上げ—交渉放棄論の合意がなされた後、留守政府は書契案の「刪正」と相良使節団の「火輪船」での派遣に踏み切つた。朝鮮側の交渉拒絶が予期された交渉に打つて出た背景には、日清条約の成果の他に、実地に派遣されていた派遣外務省官員の交渉実態把握の蓄積があつたことは見逃せない。

相良使節団の交渉と太政官の「確乎不拔御英断」によつて、留守期の日朝交渉は引き揚げ論を含む交渉放棄に向かつて確実に進んだ。しかし、交渉放棄と引き揚げにおいては、近世以来の「借用の地」であつた倭館をどのように処分・維持していくのかという問題があつた。宗氏派遣論の廃案以降明治六年政変に至るまでの日朝交渉の第二ラウンドは、倭館をめぐる行われたのである。この問題については稿を改めて述べることにしたい。

- (1) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東大出版会、一九八八年）、上野隆生「幕末・維新期の朝鮮政策と対馬藩」（『年報・近代日本研究』7、山川出版社、一九八五年）。
- (2) 明治四年七月二十九日、天津において日本の全権大臣伊達宗城と清国の全権大臣李鴻章との間で、修好条規一八条、通商章程三三款からなる条約が調印された。明治六年四月三〇日（明治六年一月一日以降は太陽曆）、外務卿副島種臣と李鴻章が批准書を交換して発効された。
- (3) 明治五年五月二六日条約改正期限を控えて大隈重信の小規模洋行構想が出されており、八月下旬からは大久保利通による洋行構想が活発化されつつあった。円城寺清「大隈伯昔日談」（早稲田大学史編集所、一九七二年）、大久保利謙「岩倉使節の研究」（宗高書房、一九七六年）など参照。
- (4) 田保橋潔「近代日鮮関係の研究」上（文化資料調査会、一九六三年）
- (5) 高橋秀直「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」（『人文論集』26—1・3・4、一九九一年）、「征韓論政変と朝鮮政策」（『史料』75—1・2、一九九二年）、「留守政府の政治過程」（『人文論集』29—1、一九九三年）。その他江華島条約以降の朝鮮政策についても数本の論文を発表されている（『史料』75—1・2、七八頁参照）。
- (6) 前掲「廃藩置県後の朝鮮政策」、一二三—一二五頁。
- (7) 明治元年一二月の樋口鉄四郎大修大差使の派遣において、朝鮮側は書契の「皇」「勅」の文言を「違格礼」として退けた。その後、明治三年一〇月の吉岡弘毅使節団の派遣に対しては、前例のない外務省官員の派遣に反発して交渉に応じなかった。交渉の始まりである東萊府使との面会や書契の伝達は倭館を一步も出ずに行き詰まっていたのである。宗氏の直接派遣はまず対等なレベルにあつた東萊府使との面会を可能にし、交渉の糸口をつかむことが可能であつた。宗氏派遣論の登場とその経過については別稿「明治初期日朝関係の再編と対馬」（未刊）で詳述する。
- (8) 江華海峡及び江華島で朝鮮軍と米國極東艦隊が交戦した事件。米國商船ゼネラル・シャーマン号焼討ち事件（一八六六年、平壤）後、米國は朝鮮沿岸における自国人の保護と通商を求め、門戸を開くべく朝鮮に迫つた。一八七一年三月二二日、長崎に着いた米國極東艦隊は、駐日米軍の補充と補給を受け、同月二七日長崎を發し朝鮮軍と交戦したが、大院

君の徹底抗戦に遭い五月一六日退却を余儀なくされた。

一般に「辛未洋擾」と呼ばれている。しかし、単なる「洋擾」ではなく、武力を以て首都に迫る西欧列強の開国圧力とこれに対する朝鮮政府との熾烈な戦いであり、近代への移行期における朝鮮の対内・対外政策決定に重大な原因を提供した事件であった。本稿では事件の性格をもつと鮮明に表すために、これを「朝米戦争」と表記することにする。

- (9) 明治二年二月佐田白茅一行の朝鮮渡航の際に従者として働いた。以降、日朝交渉に深く関与することになり、本稿で主に用いる史料の『朝鮮事務書』にも、広津の書簡や建言は圧倒的に多い。なお、明治三年八月の外務省『職員録』には権少録とあり、『朝鮮事務書』には、明治四年四月「十一等官禄下賜」、同年八月「任外務九等出仕」、同年十二月権大録となる。

※『朝鮮事務書』…慶応三年から明治七年までの『大日本外交文書』朝鮮関係史料の主な底本になっている外交文書。韓国釜山市立図書館と外務省外交史料館が各々所蔵している。釜山市立図書館所蔵本を学会に最初に紹介したのは金義煥氏で、氏の主導で全巻の影印本を刊行している（韓国日本問題研究所編、一九七一年。但し、金氏は「外交文書」という性格をもつと強調するために「朝鮮外交事務書」と名付けたという）。なお、本稿では煩雑を避けるため両方に重なっている場合は『大日本外交文書』の方を提示し、『朝鮮事務書』の場合も参考上の便宜のため『朝鮮外交事務書』の頁数を記した。

- (10) 『朝鮮外交事務書』三（以下、『事務書』3のように略記）四一—四一三頁。ほぼ同文の文書が『大日本外交文書』第四卷（以下、『外交』4のように略記）三一—四頁（七月二四日、広津上申書）にある。以下、この場合にも出典は「外交」の方を提示することにする。
- (11) 『外交』4、三二四—三二五頁。
- (12) 『外交』4、三二五頁。
- (13) 同上。
- (14) 明治三年四月、大島友之允は行き詰まっていた交渉を打開するため、「御書契中渠（朝鮮）不服の廉相除」き、「渠（朝鮮）の願意に応し御書契の体式総て御回復の姿」にすることを骨子とした「政府等対」の論を提案した。『外交』3、

一五一一―一五四頁。

- (15) 『外交』 4、三三二―三三三頁。  
(16) 『外交』 4、三二九頁。  
(17) 『外交』 4、三二一―三二二頁。  
(18) 柳原は「対藩知事を朝鮮に遣はず如きは其詰末を預算せずは事輕易に度り他外国の笑を招かん」と、宗氏派遣阻止に尽力していた(『外交』 4、二九六―二九七頁)。詳細は別稿を参照されたい。  
(19) すでに朝米戦争も終息し、宗氏派遣論を支持していた旧藩主勢力も廃藩置県によつて退いていた。また対馬側の「謬礼」を強く警戒して派遣阻止の筆頭に立っていた柳原外務大丞は、日清条約締結のため清国出張中(明治四年五月一七日〜同年九月一九日)であった。  
(20) 註(17)に同じ。  
(21) 『事務書』 3、五三三―五三四頁。朝鮮駐在吉岡・森山宛尾里外務少録・副田外務権中録書簡、八月二十九日。  
(22) 『外交』 4、三二七―三二八頁。  
(23) 『事務書』 3、五六七頁。  
(24) 『外交』 4、三二二頁。  
(25) 『外交』 4、三二一―三二三頁。  
(26) 『外交』 4、三二四―三二五頁。  
(27) 『外交』 4、三二五頁、広津上申書。  
(28) 註(26)に同じ。  
(29) 註(22)に同じ。  
(30) 同上。  
(31) 『外交』 4、三二六―三二七頁。  
(32) 『外交』 4、三三三―三三四頁。

- (33) 『外交』 4、三三四―三三五頁。
- (34) 『外交』 4、三三五頁。
- (35) 『外交』 4、三三五―三三六頁、広津・森山上申書。
- (36) 同上。
- (37) 『外交』 4、三四一頁。
- (38) 田保橋潔、前掲書、二六三頁。
- (39) 『外交』 4、三二五―三二七頁。
- (40) 前掲「廃藩置県後の朝鮮政策」、一一〇頁。
- (41) 明治五年八月の花房使節団の渡航の際、朝鮮に対する宗氏の負債は償還して余りがあった。その余分は倭館の経費に賄う案が出されている(『外交』 5、三五九―三六一頁)。また外務卿副島は朝鮮の凶作(誤報ではあったが)に援助米提供を持ちかけるなど、朝鮮政策上において財政の逼迫は重要な問題ではなかった。
- (42) 長井純市「日清修好条規締結交渉と柳原前光」(『日本歴史』 475、一九八七年)。藤村道生「明治維新外交の旧国際関係への対応」(名古屋大学文学部研究論集『史学』 14、一九六六年)。同「明治初年におけるアジア政策の修正と中国」(同 15、一九六七年)など参照。
- (43) 長井純市、前掲論文参照。
- (44) 「皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て彼方にて異存可申立筋有之間數方一猶不伏の筋も候は、和戦の論に及候」とある。『外交』 3、一四四―一四五頁。
- (45) 『外交』 4、三二六―三二七頁、一〇月五日。
- (46) 「朝鮮論稿」(『外交』 3、一四九―一五〇頁) 参照。
- (47) 前掲「廃藩置県後の朝鮮政策」、一二〇頁。
- (48) 『木戸孝九日記』 第二(日本史籍協会叢書、一九三三年)、一一八頁。
- (49) 岩倉使節団と留守を守る主要官僚との間で、留守政府の事務や権限などについて規定した約定。留守政府の権限は大幅

- に規制されており、大輔級以上一八名が署名している。大久保利謙、前掲書参照。
- (50) 慶応三年二月、官宣体(太政官が宣言を発する形式)の政權接受の通告文の中に「天子」の名称が見えるが、これは廃案となっている(『外務省の百年』(原書房、一九六九年)、四一五頁)。
- (51) 相良(元対馬藩権大参事)は朝鮮渡航に際して外務省一〇等出仕を拝命している(『事務書』3、七三九頁)。しかし、朝鮮にわたる際には「差使」という従来の名称を使い、初めて「火輪船」(満珠丸)で渡航している(田保橋、前掲書、二六七頁)。
- (52) 『外交』5、三〇八一—三〇九頁。
- (53) 交渉放棄論には、第一に、明治三年四月の「対朝鮮政策三箇条伺の件」でいう「両国の間音問を絶」するような交渉断絶を前提にするもの(『外交』3、一四四—一四五頁)と、第二に、宮本のいう「姑く打捨置宗家に任」すような放棄論があった(『外交』2、八五八—八六五頁)。本稿では明治五年以降の交渉の経過を視野にいれ、妥結見込みなしとする交渉であつても、釜山の倭館に対馬人の滞在(もしくは日本人の滞在)が許されている限り、これを交渉放棄論と呼ぶことにする。
- (54) 『事務書』3、六〇五一—六一六頁。
- (55) 『外交』4、三三〇—三三二頁。
- (56) 『外交』4、三二六一—三二七頁。
- (57) 後年の記事ではあるが(旧曆一八七三年八月一三日)、開国した日本に対する朝鮮朝廷の見方は「而拳一國欲從洋制云、必生内乱(中略)倭主(天皇)引入洋酋、籍其力而除去閔白、自以謂總覽權綱、而其美則独坐空山、如引虎自衛矣」とある(『承政院日記』高宗四(国史編纂委員会、一九六七年、ソウル)、五三四頁)。
- (58) 『外交』4、三四四頁、森山・広津意見書。
- (59) 『外交』5、三〇五一—三〇七頁。
- (60) 『外交』5、三〇四—三〇五頁。
- (61) 同上。

(62) 『外交』 5、三〇四頁。

(63) 『事務書』 4、三九頁。

(64) 註(60)に同じ。

(65) 朝鮮国礼曹参判宛宗外務大丞書契案(『外交』4、三三六―三三七頁)。一月四日すでに太政官において「伺済」とある。太政官の書契案の「刪正」依頼(一月二七日)とほぼ同時期の一月末頃太政官の「御英断」が下されたのであろう。

(66) 華夷秩序の中における日・朝・清三国関係(特に朝・清間の主従関係)に関する図式的な理解と説明はすでに多くの先行研究が言及している。その中で、藤村氏の前掲論文と「朝鮮における日本特別居留地の起源」(『史学』12、一九六四年)は本稿の作成に多くの示唆になった。しかし、藤村氏は明治維新による天皇政府の誕生が即ち日朝関係の不平等性をうみ出し、したがって朝鮮は「皇」「勅」などの文言の使用を理由にして交渉を拒絶したという。そして日清条約によって「その(皇・勅の文言による朝鮮の交渉拒絶という事態)容認は事実上からも不可能になった」とし、日清条約の締結を「征韓論発生の外交的側面」として捉えている。